

高知	徳島	愛媛
香川	鳥根	鳥取
山口	広島	岡山

全日本民医連中四地方協議会活動交流ニュースNO. 38

全日本民医連 中四地協NEWSレター

無差別平等の医療介護と住民主体のまちづくりを！

中四地協運営委員会 2020年3月4日

「ビキニ核被災者救済」へ全国の支援を

1954年水爆実験による被災者の一日も早い救済実現へ 高知からの訴え

全日本民医連第44回定期総会全体会での発言 高知民医連 池田磨奈

第五福竜丸の被害をご存知の方も多いと思いますが、1954年3月から5月にかけて米国は、太平洋の中心にあるビキニ環礁海域において、合計6回の水爆実験を行いました。ソビエト連邦に対抗して核開発を進めるもので「キャッスル作戦」と名付けられていました。

当時、米国が実施した水爆実験の総威力は、広島型原爆の3千倍ともいわれています。そのため、その海域で操業していた延べ1000隻にもものぼる日本のマグロ漁船などの船員たちが深刻な被ばくを受けました。第五福竜丸の近くに、静岡、神奈川、和歌山、三重、徳島、沖縄などの船も操業していました。三分の一が高知の船だと言われています。船員たちには事前に水爆実験を周知されることはなく、実験の光を見ても稲妻としか思わなかった、いわゆる死の灰が降ってきて、めずらしそうに体にすりつけ、スコールがあっても、汚染水をシャワー代わりに使ったそうです。海水の汚染も知らずに漁獲した汚染魚を毎日、毎日食べ続けました。そして予定の漁を終え帰港すると、突然、白衣の検査官が漁船に乗り込み「汚染検知器」を使って漁獲マグロの検査を厳しく行い、苦労して獲ってきたマグロは、次々と海洋投棄や地下埋め込みを強いられました。

ところが日米両政府は、この被ばくの事実が表面化することを恐れ、船主などへのわずかな見舞金の支払いで、日本の国としての全ての損害賠償は終わったとする「政治決着」を行いました。日本政府は、すでに表面化していた「第五福竜丸」以外の漁船の被ばくの事実を隠し、被災者の救済は全く行わないままずっと放置してきました。

2013年、米国の公文書館で当時の厚生省調査資料が発見され、第五福竜丸以外のマグロ船の被爆の事実が明らかになりました。2016年2月、全国健康保険協会船員保険部に元乗組員と遺族11名が船員保険法の適用を求めて労災適用の手続きをとり、5月には45名の原告団が高知地裁に対し「被爆の事実を60年余りも隠し続け、被災船員に何の救済措置もとらなかった国の責任」を求めて提訴しました。国賠訴訟裁判は、高松高裁に控訴しましたが、除籍期間を過ぎ現行法の下で国に被爆の調査や救済の法的責任を求めることはできないとした地裁判決を覆すことはできませんでした。

しかし地裁に続き第5福竜丸以外の元マグロ船員の被ばくは認められ、「長年にわたり顧みられなかった漁船員の救済の必要性については、立法府及び行政府に一層の検討を期待するほかない」と示唆しました。

高齢で病身の原告の被災船員5名、遺族1名が提訴中に死亡し、残る被災船員のほとんどが癌などの手術後、療養中であり、出廷も困難な状況です。一日も早い救済を実現していく上で、上告せず判決内容をいかし、3月30日に船員保険部に対して「不承認とした処分」の取り消しを求め高知地裁に提訴することとしました。

現在、7名の弁護士を結成し、野党共闘なみの国会議員・県議・高知民医連を含む民主団体・漁業関係者などで支援組織を立ち上げる準備を進めています。船員保険法の適用による救済の道が拓かれれば、全国数万人の元漁船員の救済につながる大きな闘いです。同時に「ビキニ労災訴訟」は、豊かな漁場と地球環境を守ること、国連での核兵器禁止条約発効を求める世界の流れにつながる裁判でもあります。全国の民医連のみならず、県連・事業所単位で「支援する会」への加盟をお願いする文書をお送りさせていただいています。重ねて「ビキニ労災訴訟」へのご支援を訴え発言とさせていただきます。

